

滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく取組の検証について

1 経 過

- ・平成24年3月 「滋賀県流域治水基本方針」策定
- ・平成26年3月 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」制定
- ・令和3年7月～ 流域治水関連法施行（都市計画法、建築基準法、特定都市河川浸水被害対策法等）
- ・令和5年11月～ 社会情勢変化、条例10年を踏まえ、審議会に諮問
条例に基づく取組の検証に関する審議（計6回）
- ・令和7年7月 滋賀県流域治水審議会から答申

2 令和7年7月の流域治水審議会からの答申

項目	方向性
(1)気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ中・上流部対策を加速化されたい	・中・上流部の暫定改修や遊水地整備等、総合的な治水対策が必要
(2)ためる対策やEco-DRR*等部局にまたがる施策推進体制や科学的な指標設定を検討されたい	・全庁一体、意思決定・推進する体制づくり ・「ためる」機能の科学的根拠に基づく指標設定
(3)浸水警戒区域の重点地区の取組・区域指定を継続し、非居住エリアの区域指定を推進されたい	・区域指定を促進する方法の検討 ・区域指定前の指導方策の検討
(4)浸水警戒区域における既存住宅や避難場所整備への支援制度を改善し、避難空間確保の対策を加速化されたい	・改築・増築を伴わない避難空間整備に対する補助等の支援制度の検討 ・既存住宅への補助と避難場所整備への補助が併用できる制度の検討
(5)避難困難者利用施設の建築条件の見直しも含めた人的被害防止策を検討されたい	・条例等の見直しを検討 ・特定都市河川法の浸水被害防止区域の活用も検討
(6)貯留機能を有する農地等の効果把握と活用・支援を検討されたい	・農地や霞堤等の治水効果把握と支援策の検討 ・特定都市河川法の貯留機能保全区域の活用についても検討
(7)住民が水災害を”わがこと”として捉え避難確保計画の策定支援や水辺に親しむ活動等を、部局間で連携し推進されたい	・自助・共助へのさらなる支援が必要 ・避難支援等の実施体制のさらなる強化 ・小学校への「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育拡充

※Ecosystem-based Disaster Risk Reductionの略：自然環境を保全・再生し、その持つ力で災害の被害を防止または軽減するもの。

3 今後の予定

- 令和7年7月～ 既存制度の精査、流域治水関連法の運用確認、庁内推進体制整理
- 令和8年度～ 具体的な制度改善や制度設計の検討